

第29回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和3年6月24日（木）
2. 招集日時 午後1時30分
3. 招集場所 役場3階会議室
4. 出席委員 農業委員：
会長（10番） 山田 一夫
会長職務代理者（9番） 笹山結実男
1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 4番 内澤 初蔵、
5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄、 7番 苅谷 雅行、
8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：
1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 3番 大久保 広、
5番 寺澤 正幸、 6番 古里 典子、 7番 工藤 郁子、
8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕、 10番 間賀 敬一
5. 欠席委員 農業委員：
3番 細谷地 司
農地利用最適化推進委員：
4番 太田 正
6. 事務局職員 事務局長 江刺家 雅弘、 局長補佐 竹澤 泰司、
主任主査 鶴飼 義信、 主事 小林 誠、 主事 工藤 正弥、
会計年度任用職員 新井田 舞

議 長（山田会長）

ただいまより、第29回軽米町農業委員会総会を開会いたします。
（ 午後1時30分 開会 ）

議 長 本日の出席農業委員は、9名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、細谷地委員より欠席の報告がございました。

また、農地利用最適化推進委員は、9名の出席となっております。

なお、太田委員より欠席の報告がございました。

議長 それでは日程に入ります。
日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、6番、福田光雄委員、7番、荻谷雅行委員のお二方をお願いいたします。

議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

議長 それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書1ページから3ページまでになります。申請が4件出てございます。順番に読み上げさせていただきます。1ページ、番号1、土地の所在につきましては大字〇〇地内。田んぼ7筆、畑7筆、合わせて20,573㎡となります。こちらは使用貸借による利用権の設定となります。貸付人が〇〇〇〇。借受人が〇〇〇〇。こちらは経営移譲年金を受給されている関係で、利用権の再設定をするための申請となります。期間は10年間となります。現地確認につきましては、木村委員と山田委員をお願いしてございます。

続きまして番号2、大字〇〇第〇地割内の田んぼが2筆、畑が4筆、合計で面積が7,773㎡となります。こちらは夫婦間での所有権の移転、贈与になります。現地確認につきましては、木村委員と山田委員をお願いしてございます。

番号3、場所は大字〇〇第〇地割内の畑になります。面積は275㎡。こちらは売買による所有権の移転となります。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇のご住所となっております。譲受人が〇〇〇〇。対価金につきましては5万円となっております。現地確認につきましては、寺澤委員と荻谷委員をお願いしてございます。

続きまして番号4、大字〇〇第〇地割内の田んぼ。面積が884㎡になります。こちらでも売買となりまして、10万円となっております。譲渡人が〇〇〇〇。譲受人が〇〇〇〇。こちらの現地確認も、寺澤委員と荻谷委員をお願いしてございます。

以上、4件につきましてご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1と番号2については、木村委員と私が、番号3と番号4については、寺澤委員と苅谷委員に依頼しておりますのでそれぞれ報告をお願いいたします。

木村委員 報告します。番号1、6月18日に山田委員とともに現地確認に行っていました。場所は田が〇〇地区内、国道と町道の丁字路より南方向へ3か所の水田地帯。畑は〇〇地区で、国道を挟んで4か所に点在しています。周囲の状況は、ほとんどが畑となっています。確認者の意見として、田は作付されており、畑は桃を作付され、維持管理されており、周辺への支障はなく許可相当と考えます。

番号2、同じく18日に現地確認に行っていました。場所は〇〇地区内、〇〇センターより北東方面へ約200メートルのところであり、周囲の状況は畑となっております。田は同じく400メートルぐらいのところであり、周囲は田んぼと畑となっています。畑は、酪農農家に貸しており、田は、作付しないものの耕起をして維持管理されています。周辺農地への支障はなく、夫婦間での贈与であり、この申請は許可相当と考えます。以上です。

寺澤委員 番号3について報告します。6月19日に苅谷委員と現地確認に行きました。場所は〇〇集落内で国道から約200メートルのところにあります。確認者の意見としては、当該地は、譲受人の自宅の向かい隣にあります。効率的に利用できると思えます。周辺農地への支障はなく、許可相当であると思えます。

番号4について報告いたします。場所は〇〇集落から〇〇川を挟んで反対側の水田地帯にあります。周囲は水田に囲まれており、譲渡人と譲受人の水田は組田となっています。確認者の意見ですが、譲受人は、たばこと稲作の専業農家を営んでおり、また周囲に自分のうちの水田もあり、効率的に利用できると思えます。周辺農地への支障はなく、許可相当であると思えます。よろしくをお願いします。

議長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

番号2について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

番号3について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

番号4について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 日程第4、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。

なお、本件については、除斥があります。農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、〇〇委員は一時退席願います。

[〇〇委員 退席]

議 長 朗読を兼ね説明させます。

事務局 それでは議案第2号、議案書4ページになります。1件の申請がございます。場所は大字〇〇第〇地割内の畑2筆で、そのうち15,000㎡となります。地番のところにA1と書いてございますが、この〇及び〇のうちの一部ということで表示させていただいておりますのでご了承願います。所有者が〇〇〇〇。耕作者が〇〇〇〇となります。賃貸借による5年間の利用権の設定となります。対価金は年額7万5千円。現地確認は、増尾委員と細谷地委員にお願いしてございます。

以上、1件につきましてよろしくお願いいいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第2号については、原案のとおり決定することとし、計画策定について、町長へ要請いたします。

議 長 〇〇委員の復席をお願いいたします。

[〇〇委員 復席]

議 長 日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認について上程いたします。

番号1と2について、朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書5ページとなります。議案第3号の基盤法に基づく、農用地利用集積計画の承認についての一括方式となります。こちらは土地所有者から、一度農地中間管理機構に貸付けされまして、それを利用者が農地中間管理機構から借り受けるという流れとなります。その手続を一本でやるという形での一括方式ということになります。申請は2件ございます。

番号1、場所は大字〇〇第〇地割内の田んぼ。面積が3,838㎡になります。所有者は〇〇〇〇。耕作者は〇〇〇〇となります。こちらは10年間の使用貸借ということになります。

続けて番号2、大字〇〇第〇地割の田んぼ。面積が2,166㎡になります。こちらは法定相続人の申請となりまして、現在の所有者は〇〇〇〇になってございます。法定相続人より農地中間管理機構を経まして、借人に貸借を設定するということとなります。こちらも10年間の期間となります。

以上、2件につきましてご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。番号1と2の2件について、一括でご意見を伺いたいと思います。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、議案第3号については、原案のとおり決定することとし、計画策定について、町長へ要請いたします。

議長 日程第6、議案第4号、適用外証明交付申請の承認について、上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案第4号、適用外証明申請の承認について、申請が3件ございます。順番に説明させていただきます。

6ページ目、番号1、所在地は大字〇〇第〇地割内の登記簿が畑、現況が宅地となっております。面積は806㎡。所有者は〇〇〇〇。非農地の事由ですけれども、願出人の父親が昭和57年に居宅を建設し、それから40年近くが経過した。当時、地番を錯誤したと思われ、農地法に不知だったこともあり、手続がされてこなかった。今回宅地相当部分を分筆登記を行い、適用外証明の申請を行われたものでございます。下に申請地の図がございしますが、〇番〇の斜線の部分が、今回の分筆後の806㎡分でございます。もともとは点線の部分の〇番〇と〇番〇を含めて、一筆だったということでございます。現地確認は、太田委員と下谷地委員にお願いしてございます。

続きまして、7ページをご覧くださいと思います。番号2、場所は大字〇〇第〇地割内の畑、現況は、山林原野となっております。面積は1,074㎡。所有者は〇〇〇〇。非農地の事由ですが、日当たりが悪く耕作に適さないことから、昭和60年当時所有者の父親が耕作をやめ、農地法に不知だった

ことから植林をしてしまった。平成17年に所有者の方が譲り受けましたがその後も耕作することなく現在に至ってございます。現地確認につきましては、増尾委員と細谷地委員にお願いしてございます。

次のページをご覧くださいと思います。番号3、場所は大字〇〇第〇地割内の登記簿上は畑、現況が山林原野となります。面積が955㎡。所有者は〇〇〇〇。非農地の事由ですが、町道から離れた場所にあり通路が狭く耕作には適さないことから、平成元年ごろから休耕した。以来30年以上が経過し、雑木等が生い茂ってしまったという状況でございます。現地確認は、寺澤委員と荻谷委員にお願いしてございます。

以上、3件につきましてよろしくお願いたします。

議長 　ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査については、番号1については太田委員と下谷地委員に、番号2については増尾委員と細谷地委員に、番号3については寺澤委員と荻谷委員に依頼しておりますので、それぞれ報告をお願いいたします。

下谷地委員 　6月18日に、太田委員と事務局と3人で現地確認に行っていました。登記簿上は畑となっておりますが、現況は宅地となっております。当該地の居宅は、願出人の父親が平成16年に死亡しておりますが、昭和57年に建てており、以来40年近くが経過しています。願出人の現住所が当該地とは異なっていることから、建設当時、当該地に建築したが、地番及び場所を錯誤したものと推測されます。農地法に不知だったこともあり、一連の手続を怠ってしまった。今回の願出の提出にあたり、宅地部分と農地部分を分けることとし、分筆登記を行ったということでした。結果としては、農地以外になってから長い年月を経過した土地で、農地または採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められ、また周囲農地への影響はなく許可相当であると見てまいりました。よろしくお願いたします

増尾委員 　それでは番号2について、報告いたします。6月18日、確認者は、細谷地司委員と私と事務局の3名で行っております。確認者の意見でございますが、農地以外になってから長い年月を経過した土地で、具体的には昭和60年ごろから休耕し、農地法に不知な願出人の父が杉を植林し、30数年程度経過しております。農地または採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められます。また、周囲農地への影響なく相当であると考えます。以上でございます。

寺澤委員 　番号3について報告します。6月19日に、私と荻谷委員と事務局と3人で確認をしております。当該地は通路が狭く、町道から離れ、距離があることなどから耕作には適さず、平成元年ごろから休耕せざるを得なかった。以来、耕作することはなく30年以上が経過し、現在は雑木等が生い茂っています。農

地法に不知だったこともあり地目変更手続を怠っていました。確認者の意見としては、農地以外になってから長い年月を経過した土地で、農地または採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められ、また、周囲農地への影響はなく許可相当であると思われます。以上です。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

番号2について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

番号3について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第4号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

(午後2時27分)